新制大学教育学部設置準備段階における校長職の専門性構想
── 教育公務員としての共通性と教育指導職としての固有性の相克 ──

Professional concept for the Principal-ship at the preparatory stage of establishing the Faculty of Education under the new system of education in Occupied Japan
── Conflict between similarity as Educational Personnel and specialty as Educational Leaders ──

芥川　祐征
（岐阜大学大学院教育学研究科）

AKUTAGAWA, Masayuki
（Gifu University，Graduate School of Education）

1．本稿の目的と課題

本稿の目的は，連合国軍占領下の日本（1945 年～1952 年）を対象として，校長免許状の取得に必要な教職科目を担当する予定であった新制大学教育学部が設置される段階で，独立した法的地位をもつ学校職制として新設された校長職の専門性がどのように構想されていたのかを解明することである。

そもそも，日本において校長職が新設されたのは，1947（昭和 22）年 4 月 1 日の学校教育法（法律第 26 号）施行に端を発する。そこでは，戦前・戦中の小学校令にみられた「地方長官ノ命ヲ承ケ」という教育行政上の指揮命令系統に関する文言が削除され，校長職のもつ個別学校における校務掌理権と所属職員監督権のみが規定された。また，1949（昭和 24）年 9 月 1 日に教育職員免許法（法律第 26 号）および教育職員免許法施行法（法律第 148 号），11 月 1 日に教育職員免許法施行規則（文部省令第 38 号）が施行され，校長職の資格要件が法定された。そこでは，校長免許状を取得するためには一定の教職経験をもとに，①大学の正規課程における取得，②現職教育の単位修得と教育職員検定による上進，③旧制学校長を対象とした教育職員検定による切替えが規定され，職務を遂行する上で必要となる教職科目（「教育評価および学校教育の指導・管理」「教育行政学」「教育社会学・社会教育」等）の履修が求められた。

このことについて従来の研究では，アメリカ側の主導により校長免許状制度が導入されたものの，講和後の主権回復にともなう行政簡素化の動き，日本教職員組合からの反対闘争，養成課程の基盤をなす教育学研究の未成熟を理由として同制度は廃止に至ったと結論づけられている（高橋 1983・1995・1998）。また，同制度の成立過程における資格の原理・理念については関係機関の会議録等から解明されているが（北神 2003），その背景となる校長像については検討の余地が残されている。

そして，一般的には文部省による手引（以下『文部省手引』とする）の刊行により戦後日本の学校経営研究の萌芽がみられたとされている。すなわち，アメリカの機能的見地による『文部省手引』が戦後の学校経営に関する指針を与え（高野 1980），戦前の学校の因襲的態度や束縛からの解放を促した（中留 1984）とされる。しかし，当時は「学校管理」「学校経営」および「教育活動」「経営管理活動」等の用語が未分化であり，学校職制における校長職の位置づけについては理論的に検討の余地が残されている。

そこで，本研究では，新制大学教育学部の設置準備段階において，校長職の専門性がどのように構想されていたのかを明らかにする。特に，教育公務員に共通して求められる特徴と，戦後に新設された教育指導職として固有に求められる特徴に着目し，それらの相克をどのように調整したのかを解明する。

２．戦後教育改革における「新しい教育職」としての校長職の設置と専門性構想

（1）アメリカ側からの「実践の監督」に関する職の設置構想

1945(昭和 20)年，ポツダム宣言の受諾によって日本は連合国軍最高司令官総司令部(General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers：GHQ/SCAP）の占領下に置かれることとなった。ただちに，文部省は教育における終戦処理の事務にあたるとともに，前田多門文部大臣の立案による「新日本建設の教育方針」が９月 15 日に発表された(注1)。しかし，この方針には依然として国体護持に関する記述がみられたことから，GHQ/SCAP はこれを厳しく批判するとともに四大教育指令に基づいて文部省に対する監督・指導を行うこととなった(注2)。特に，戦後日本の民主的な教育制度を確立するために，ストッダード（George D. Stoddard）博士を団長とする米国教育使節団が組織された。

ところで，同使節団の派遣に先立ち，1946（昭和 21）年１月９日には GHQ/SCAP から指令「日本教育家ノ委員会ニ関スル件」が出され，それを受けた日本政府は２月７日に南原繁（東京帝国大学総長）を委員長とする 29 名の「米国教育使節団に協力すべき日本側教育家委員会」を組織した(注3)。最終的には，この委員会によって『米国教育使節団に協力すべき日本側教育家委員会の報告書』が編纂され，米国教育使節団と文部大臣に提出された。特に，戦後新教育をめぐる意見の中で，民主的な学校経営のために校長と教員の関係について言及した記述もみられるようになった(注4)。

一方，アメリカ側も使節団訪日に備えた参考資料として『日本の教育』を編纂し，日本の教育制度に関する特徴と課題，対日占領政策の機構と組織を共有した。なかでも，国民学校令下の校長は，行政当局（地方長官）の指示と命令に従って職務を遂行しており，軍国主義的および極端な国家主義的思想に基づく各学校の規律維持や思想統制に腐心していた様子が批判的にとらえられた(注5)。

そして，同使節団は３月５日・７日に来日すると，民間情報教育局（Civil Information and Education Section：CIE）教育課職員・日本側教育家委員会・各学校関係者・有識者との協議や各学校の視察を通して，３月 30 日に『第一次米国教育使節団報告書』を編纂した。ここでは，戦後の教育職員について「教師の再教育」「緊急再教育計画」「教師の現職教育」「教師の会合」「講習会と協議会」「監督官」「教師の福祉の改善」「教員養成の概観」「師範学校での教員養成」「高等教育諸機関および大学での教職員の準備教育」に関する提言がなされた。とりわけ，戦後新教育を担う「学校教育の実践，実践の監督，教育行政に従事する職員」に対しては「教育者としてふさわしい資格を有する」ことと，「教育体制の一部として確立されてきた個人や機関に与えられている権能によって，その地位に任命される」ことが求められた(注6)。その場合，「実践の監督」に当たる職については，次のように構想されていた。

第一に，職務内容については，教諭が教育活動において十分に力量を発揮できるように「技術的援助」および「専門的助言」の観点から監督することが求められた(注7)。ただし，この時点では後の教育指導職とされる校長・教育長・指導主事は未分化であった。

第二に，資格については，文部省に対しては教育職員免許状の客観的基準を作成するための指導を，都道府県に対しては客観的基準に則った現職教育の実施と免許状授与，教育的技術を向上させるための専門的会議の開催がそれぞれ求められた(注8)。

第三に，養成については，これまで「学校長，監督官，都道府県の教育関係の部課長，文部官僚等に対する準備教育」が行われていなかったことを課題とし，教諭と同等の専門教育だけでなく「職務に合致した特別の準備教育」を受けることとされた(注9)。

特に，養成機関として従来の師範学校・高等師範学校だけでなく，総合大学・単科大学等が新たに指定された。特に，新制の総合大学（旧帝国大学・旧文理科大学が母体）では教育学に関する研究を行うことが期待された一方，大学の代表者や教職員で構成される委員会が，①教育職員（教諭・校長・教育長・指導主

事）に対する専門的な準備教育，②児童の発達，試験と測定，教育と社会の関係，教育課程，学校管理等に関する研究，③学術調査，④教育問題に関する討論について検討することが期待された[注10]。さらに，現職教員に対する研修機会についても，①協議会，②研究集会，③講習会，④長期休暇講習等において力量を高め得るよう，必要に応じて協力する義務を負うことについて提言された[注11]。

これらのことから，アメリカ側から派遣された第一次米国教育使節団は，戦後日本の民主的な地方教育行政の下で，個人の能力と適性に応じた教育を行うための条件として，「技術的な援助」および「専門的な助言」を行う「実践の監督」に関する職を設置し，養成課程において専門的な準備教育を行うことを提言したことが分かった[注12]。

（2）日本側からの「校長適格証」と校長選考委員会の立案

次に，日本側については，1946（昭和21）年5月7日の勅令「教職員の除去，就職禁止及び復職等に関する件」(第263号)および関連省令によって，教職員適格審査の基準と教職追放の手続きが定められ，従軍経験をもつ者や教職員適格審査により不適格と判定された者は教職から排除されることとなった[注13]。このことは，戦後の新制学校において教育職員となるための必須条件であった。

そして，文部省がGHQ/SCAPの指導の下に何度も原案の修正を重ね，5月15日には『新教育指針』を刊行し，全国の教員と師範学校の学生に配布された。そこでは，戦前・戦中のような「校長や二三の職員のひとりぎめで事をはこばない」ように留意し，民主的な学校経営を実現するためにはすべての教職員の参加によって「自由に十分に意見を述べ協議」した上で意思を決定し，「この共同の決定にしたがひ，各々の受け持つべき責任を進んではたす」ことが求められた[注14]。

その後，8月10日の教育刷新委員会官制（勅令第373号）によって日本側教育家委員会は改組され，戦後教育改革に関する重要事項を調査・審議するための内閣総理大臣所轄下の諮問機関として，新たに教育刷新委員会が設置された[注15]。ここでは，同委員会総会において決定された審議事項が特別委員会に付託され，そこでの審議結果をまとめた中間報告に対して総会の再審議を受け，それらをもとに特別委員会で作成された原案について総会で最終審議を行っていた。

第1回総会（9月7日）において，幣原喜重郎（国務大臣）は今後の国政において教育改革を優先的に行うことを宣言し，それに続いて山崎匡輔（文部次官）は「現下教育上緊急に解決を要する諸重要問題」の一つとして教員養成制度の改革をあげた[注16]。これらを受けて，1947（昭和22）年3月7日の第26回総会において「教員養成及教員資格に関する事項」を検討するための第8特別委員会が置かれることとなった。同特別委員会については，務台理作（東京文理科大学教授）を委員長とする委員11名と臨時委員1名により構成され，3月14日から9月26日までの期間に13回の審議を行った[注17]。そこでの校長職の資格・養成制度に関する審議内容については，以下のとおりであった。

まず，第2回会議（3月20日）における質疑応答の中で[注18]，玖村敏雄（文部省学校教育局師範教育課長）が「政府の方の意向も相当強く動いておるのでありますが，とに角校長の免許状というものを出すべきものである」と主張したことに端を発する。ここでは，①小学校・中学校・幼稚園の校長および教諭の仮免許状に関する暫定規定を4月1日より実施すること，②仮免許状は採用当日に授与すること，③仮免許状は地方長官が授与することについて審議が行われた[注19]。なお，小学校・中学校の校長および教員の暫定的な採用資格について，文部省は次のような要件案を示した【表1参照】。

すなわち，ここでは既存の教員資格を採用基準としており，新設される校長職と一般的な教諭との資格要件は明確に区分されていなかった。そのため，玖村は「校長は校長として適格である人を選ばなければならないのでありまして，誰でも構わないという訳には参らない」ことから，校長の資格につい

ては「校長適格証ともいうべきものを申請されれば出せるようにして置かないといけない」という結論に至ったと説明し[注20]，この点をまとめた中間報告案が教育刷新委員会に再提出された。

表１　教育刷新委員会第８特別委員会における小学校・中学校の校長・教諭の暫定的な採用資格要件案

	小学校校長・教諭（第４項）	中学校校長・教諭（第７項）
免許状	1　国民学校本科教員免許状又は国民学校専科教員免許状を有する者［採用］ 2　国民学校初等科教員免許状を有する者［採用］ 4　中等学校教員免許状実業学校教員免許状又は高等学校高等科教員免許状を有する者［採用］ 6　国民学校本科准教員免許状又は国民学校初等科准教員免許状を有する者	1　左欄４に同じ［採用］ 6　国民学校本科教員免許状又は国民学校専科教員免許状を有する者［採用］
学歴	3　青年師範学校又は青年学校教員養成所を卒業した者［採用］ 5　大学，高等学校高等科，大学予科又は専門学校を卒業した者［採用］ 9　中等学校を卒業した者 10　公立私立学校認定に関する規則に依り認定せられた学校の卒業者	2　師範学校又は青年師範学校を卒業した者，旧制師範学校専攻科を卒業した者［採用］ 3　左欄５に同じ［採用］ 5　旧制師範学校本科又は青年学校教員養成所を卒業した者［採用］
教職経験	4　教員免許状ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得ルノ件（明治23年（ママ）９月６日文部省令第15号）第２条ノ２（第３号該当者中実習教授を担当する教員を除く）の資格を有し本令施行の際現に実業学校教員の職にあった者［採用］ 4　大学，高等学校高等科，大学予科，教員養成諸学校又は専門学校の教員の経歴を有する者［採用］ 7　本令施行の際前各号の資格を有しないで現に国民学校教員の職にあった者 8　本令施行の際前第１号乃至第５号の資格を有しないで現に青年学校教員の職にあった者	1　左欄４に同じ［採用］ 1　左欄４に同じ［採用］ 4　本令施行の際前各号の資格を有しないで現に中等学校教員の職にあった者［採用］ 7　青年学校教員資格規程第１条又は第２条の資格を有し本令施行の際現に青年学校教員の職にあった者
その他	10　専門学校入学者検定規程により試験検定に合格した者及び一般の専門学校入学に関し無試験検定を受ける資格を有する者 10　外国に於て全各号に準ずる資格を有する者	

（注）表中の番号は号数を指す。また，表中の各要件を満たす者はすべて仮免許状が授与されるが，各項目の末尾に［採用］とある要件を満たす者は教諭と称することができることを意味する。
（出典）日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第２巻（総会２），283頁より筆者作成。

その後，同特別委員会においては，戦後の校長職に関する資格・養成制度の基本方針が順次検討されていくことになった【表２参照】。当初，第31回総会（４月11日）での学校教育法案の検討段階おいて[注21]，田島道治（宮内府長官）は校長が「全般に亘って教育の大責任を背負っておる」として，教科や教職に関する知識が求められる教諭と比較して一般教養を特に重視しており，選考の際には「教育の経験のないような者でも校長としては適任があり得る」として，校長職に固有の専門性を求める構想が示された[注22]。

そして，第６回会議（４月18日）でもこの構想を踏まえ[注23]，養成対象から校長を除外すること，大学通信教育と教員資格，「教育者の育成を主とする学芸大学」の定義，教員供給問題等が審議され，再修正案が第32回総会（同日）に提出された[注24]。ただし，この時点では務台理作（東京文理科大学長・東京高等師範学校長）も校長養成制度の導入には否定的であり，校長として「非常に適当な人」であれば従来の教員資格は要しない方向で検討が進められていた[注25]。

表 2　教育刷新委員会における校長職の専門性に関する審議内容

会議	発言者（所属）・発言内容
第 2 回会議 （3 月 20 日） 開催場所不明 10：20 開会	玖村敏雄（文部省学校教育局師範教育課長） ◆「校長は校長として適格である人を選ばなければならないのでありまして，誰でも構わないという訳には参らない」 ◆「校長適格証ともいうべきものを申請されれば出せるようにして置かないといけない」
第 31 回総会 （4 月 11 日） 首相官邸 10：00 開会	田島道治（宮内府長官） ◆「校長に教育の全責任があるということが条文に載ってないのを甚だ遺憾」 ◆「校長は学科を教え子供を育てるということの外に，全般に亘って教育の大責任を背負っておる」 ◆「一般教養と専門の教育と，教員としての教養の中特に一般教養というものが重んぜらるべきであって，先生の場合とは少し違うじゃないか」 ◆「校長先生の資格と先生方の資格を認めることの間には違った考を持って戴きたい」 ◆「教育の経験のないような者でも校長としては適任があり得る」 ◆「学校の先生を永年しておった為に，教えることはどうにか出来るか知れないが，校長としては非常に不適任なものがその間に養われておることも絶無でないように思います」
第 6 回会議 （4 月 18 日） 開催場所不明 10：15 開会	務台理作（東京文理科大学長・東京高等師範学校長） ◇「校長を今日初めから養成できるかどうか」 ◆「仮に校長という者の資格を考えるにしても別になる」
第 32 回総会 （4 月 18 日） 開催場所不明 開会時刻不明	務台理作（東京文理科大学長・東京高等師範学校長） ◆「教員を養成する制度というのは考えられますが，校長を養成する制度というようなことはちょっと考えにくい」 ◆「教員としての資格とまた別に校長の資格と言いますが，校長として非常に適当な人が教員としての資格に束縛されないで求めるという途があってよい」
第 8 回会議 （5 月 23 日） 開催場所不明 10：27 開会	文部省係官 ◆「教員の免許状と校長の免許状の二通りに分ける」 ◆「校長免許状は小学校と中学校とは共通にしたい」 ◆「一番の主力は校長になるべき者には学校管理とか，学校経営とか，教育法令といったような方面についての特別な教育を受けること」 ◆「その他学歴，経験，人物というようなもの」「兎に角特別教育を主に考える」 ◆「必ずしも今の特別教育を受けなくても校長になることかできるように，免状（ママ）を与えるようにしなければ他の府県から人材を得ることができません」 ◆「特殊教育を受け，特殊なそういう面の見識と知識を持っておる人」 ◇「大多数の教育（ママ）は普通の教員から始って行く」
第 12 回会議 （7 月 18 日） 文部大臣 次官会議室 10：00 開会	玖村敏雄（文部省学校教育局師範教育課長） ◆「本当の指導者になる人は選ばなくちゃならん，校長も誰でもというわけには行かない」 ◆「校長なり視学については一般に基準を設けて，委員会がその基準に照してこれに合格した者は許すというように普通の場合は考える」 ◆「教師養成学校だけでなく，それを卒業した人の視学になりたい人のコースは半年ならば半年のコースが大学院か研究科みたいなところがありまして，できるようになるのが望しい」 ◇「やはり教育の専門家という立場でありますから，エキスパートを重んずる国だから，どうせこちらでなにか規定を出しましても，校長のことが規定してないとなぜないかとか，視学を誰が選ぶか，いい加減にやってもいいのかということはきっと問題になると思います」 ◇「誰でもでたらめに持って来て，財団法人のある有力者がすぐ校長に来ます」 ◇「教育ということに対する素人である方が全体を動かしては困る」
第 39 回総会 （7 月 18 日） 文部省 第一会議室 開会時刻不明	務台理作（東京文理科大学長・東京高等師範学校長） ◆「教育基本法（ママ）で校長の資格というものがあげられておるのでありまして，これも決めなければならないのでありますが，これは校長の資格というものはかなり融通のつくものに考えられておるのでありまして，人材を広く求めるというような点も第一に考えられる」 ◆「校長が単に教員じゃなく，資格というものに基準を作ってどういうあれを任命するかということと一緒に考える必要がある」

（注）◆教育指導職としての固有性，◇教育公務員としての共通性

（出典）日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第 2 巻所収「第三十二回総会議事速記録」332 頁，第 3 巻所収「第三十九回総会議事速記録」47 頁，第 9 巻所収「第二回議事速記録」275, 316 頁，同「第六回議事速記録」339-340 頁，同「第八回議事速記録」374-375 頁，同「第十二回議事速記録」457-458 頁より筆者作成。

次いで，第８回会議（5月23日）において，務台の質問に対する文部省係官の回答によれば，再修正案のとおり教諭免許状と校長免許状（小学校・中学校共通）は分けて考えられていたが，校長養成課程において特別の教育（学校管理，学校経営，教育法令等）を受けた上で，その他の基準（学歴，経験，人物等）を満たす者が校長免許状を取得できることとする案が示された[注26]。また，この文部省係官は教員検定制度に関する審議の中で，校長免許状および小学校専科免許状について，①免許状主義によること，②教員検定において一般教養および教職的教養も重視すること，③国家試験によること，④免許状に有効期限を設け講習または通信教育によって更新していくこと，⑤地方に教員検定のための機構を設けること等を原則として示した[注27]。

ところが，第12回会議（7月18日）においては[注28]，教員としての勤務年数を要件とすることの問題点や，私立学校長の資格要件について多方面から批判が相次いだ。これに対して，玖村敏雄は教職の特殊性という観点から「素人である方が全体を動かしては困る」として，校長職は教育活動に関する専門性をもつ者に限定された[注29]。一方，校長免許状の授与について，矢野貫城（日本基督教教育同盟会総主事）が基準に則って審査委員により決定する方式を提案したが，玖村も「酷い特殊の人」である場合には「特別の銓衡委員会」を教育委員会に設けることを追加提案した[注30]。ただし，これ以上の審議が進行することはなく，資格に関する審議は第３特別委員会に持ち越された。

最後に，第39回総会（同日）において，一連の審議の結果として第３回中間報告が提出された[注31]。ここでは，務台も校長職の資格について「融通のつくもの」「人材を広く求める」ことを基本線としながらも，学校法（仮称）や教員検定とは別に「校長の方は一応引離して視学の問題と，つまり学校行政官の問題と一緒に」資格基準を設けて任命を検討する方針が示された[注32]。

以上，第８特別委員会においては当初，教員免許法案が提出される予定ではあったが，途中で審議が打ち切られたため，最終的に第３回中間報告が承認されることとなった[注33]。そのため，校長免許状を取得するための開設科目や単位数・単位認定方式については，それ以降の教員資格関連法令の立案にもち越されることとなった。その後，1949（昭和24）年６月１日には総理府の設置にともない教育刷新審議会と改称され[注34]，1952（昭和27）年６月６日に廃止[注35]されるまでの間，一貫して『第一次米国教育使節団報告書』に基づいた戦後教育改革案の実施に関する具体的な審議が行われた。

３．大学教育学部教授講習における校長養成の準備と校長職の専門性構想

（1）新制国立大学における養成課程の条件整備のための大学教育学部教授講習の開催

1948（昭和23）年，民間情報教育局は，国立大学の大都市集中を回避し，高等教育の機会を全国的に均等化するために，「一府県一大学」の方針をとるよう文部省に要請した[注36]。それを受けて，文部省は関係機関との会合やCIEとの折衝を経て，６月に新制大学の設置に関する原則として「国立新制大学実施要領」を発表した[注37]。特に，特別の地域（北海道・東京・愛知・大阪・京都・福岡）以外の都道府県については，同一地域内にある官立学校の併合により，「複合型地方新制国立大学」が設置され，「（三）各都道府県には必ず教養および教職に関する学部もしくは部を置く」こととされた。

ところが，それら「（四）国立大学の組織・施設等は，さしあたり現在の学校の組織・施設を基本として編成し，逐年充実を図る」とされたことから，戦前から人文・社会科学系学部が設置されていた旧帝国大学（東京大学・京都大学・東北大学・九州大学）および旧文理科大学（東京教育大学・広島大学）を母体とする新制国立大学以外は，組織・施設等が脆弱と言わざるを得なかった[注38]。

特に，当時の新制大学は教員養成に加えて，校長・教育長・指導主事といった「新しい教育職」の養成も社会的に要請されていた。そのため，CIE当局の主導により，文部省主催の教育長等講習（the Institute

for Educational Leadership：IFEL）の一環として大学教育学部教授講習が開催されることとなった。

第 1 回講習は，1948（昭和 23）年 10 月 4 日から翌年 3 月末までの半年間にわたり，東京第一師範学校男子部[注39]において開催された。ただし，ここでの目的はあくまで新制大学における教員養成課程（教職課程）や教育長・指導主事養成課程の担当者が主対象であり，校長養成課程の担当者は対象として扱われなかった[注40]。そのような中，1949（昭和 24）年 5 月 31 日に国立学校設置法（法律第 150 号）が施行され，新制大学が設置された。同年，第 5 回国会の教育職員免許法案に関する審議において，校長免許状を授与するためには多くの単位取得が前提とされていたが，このことについて玖村は「これらの要求をみたしてくれる大学がなければ免許法は空文になつてしまう」として国立大学教育学部における校長養成のための諸条件を整備することの必要性を訴えた[注41]。

そこで，第 2 回講習が，1949（昭和 24）年 1 月 14 日から 3 月 31 日までの 12 週間にわたり，同様に東京第一師範学校男子部において開催された。ここでの目的は，①教員養成諸学校の現職教員がそれぞれの専門分野を一層深く開拓するように助成すること，②校長・教育長・指導主事養成のための「指導者的資質」を育成すること，③教員養成諸学校の図書館運営者を養成することであった[注42]。この講習はアメリカ側からは大学教授・教育行政官・CIE 関係者が，日本側からは大学・教員養成諸学校の教授が講師として招聘された。また，受講者（定員約 90 名）については，①教員養成課程が置かれている国公私立大学ならびに教員養成諸学校（高等師範学校・女子高等師範学校・師範学校男子部・師範学校女子部・青年師範学校）における教育学・心理学の教員，②教授と同待遇の図書館運営の適任者のうち将来的に大学の教授・助教授になる見込みがあり，医師の診断により健康上の不安がない者が選定された[注43]。

ここでの講習課程は，①日米両国の講師による講義（教育の社会学的基礎，教育の心理学的基礎，学校教育の原理，カリキュラムの編成，教育行政・管理，学校図書館の運営，学校経営・指導，教育評価・調査），②日米両国の講師を交えた研究討議を行う分科研究（一般教員研究班，指導主事研究班，教育長・学校長研究班，学校図書館研究班），③受講者が新制大学において担当する専門分野（哲学・教育学・心理学・社会学）ごとの研究討議を行う特殊研究，④各自の専門分野および所属大学の教職課程に関する自由討議で構成された[注44]。

続く第 3 回講習は，1949（昭和 24）年 10 月 10 日から 12 月 23 日までの 12 週間にわたり，東北大学・東京大学・京都大学・九州大学において開催された。ここでの目的は，①教育委員会制度の実施にともなう職員の養成，②新制大学における理論的探究者・運営担当者の研修，③社会教育の民主的指導者の養成であった[注45]。また，講師・受講者の構成は前回の講習と同様であったが，全国 4 会場に分散されたことから，地方ブロック内の各大学から受講者が参加した。ここでの講習課程は，①日米両国の講師による講義（教育長・初等指導主事・中等指導主事・教育学部教授講習），②研究討議を行うワークショップ（教育長 4 班・初等指導主事 2 班・中等指導主事 2 班・教育学部教授 1 班）に分けられ，これらの研究成果は報告書にまとめられた[注46]。ただし，教育学部教授講習については原則として教育長・初等指導主事・中等指導主事のいずれかの課程に編入され，同一の講義を受講していた。

（2）第 2 期大学教育学部教授講習「教育長・学校長研究班」による校長職の専門性構想

教育学部教授が受講対象となった第 2 回講習では，学校教育に関する不満な点について「職場分析報告書」が集約された。そこでは，校長に対する不満な点として「①校長となる資格及任用についての組織が立つていない，②職責の自覚不充分であること，③校長再教育が不充分であること，④校内指導，管理力の不足がある，⑤教員組合運動と学校経営とに混乱のあること，⑥給与制度に於ける職階別の問題，⑦校長職位の問題，⑧公共関係に於て不充分であること，⑨校長としての在職が短期間であること，⑩校長たるべき資質と任用との間の間げきのあること」が析出された[注47]。

このことについて，まずは資格要件の背景にある職務権限・責任・能力が検討された。その中で，特に戦後の校長職については「学校の行政責任者」としての機能や「教育委員会・教育長と教師・生徒及びその地域社会を結ぶ橋」としての役割がおよそ求められていた（注48）。特に，教育長・学校長研究班では研究討議の結果，次のように戦後の校長職を位置づけていた（注49）。

一．校長は学校の行政管理において教育長に直結する機関（line-officer）であり，教育行政上互に補足的関係にある。校長はその学校における教育長の地位にある（行政官）。
二．校長は学校教育の改善のために教職員の指導に当る（指導監督者）。
三．校長は状況により直接教授に当ることがある（教師）。

なかでも，民主的な学校経営において校長職の専門性を発揮するためには，状況によって異なるものの「二．指導監督者」としての機能・役割が特に重視され，これら３つの特徴の不可分的結合が必須とされていた。同班は，この機能・役割に関する理念をもとに，戦後の校長職に求められる資質能力・知識技能・職務内容について，その具体的な特徴を整理した【表３参照】。

表３　第二期大学教育学部教授講習「教育長・学校長研究班」における校長職の専門性構想

		校内関係	校外関係
共通性	資質能力	人格：人格的魅力，高い道徳的品性，身体的・精神的健康（活力・精力・情緒的安定），常識 情意：民主教育の重要性についての確固たる信念，真の教育愛，研究的意欲，協調的態度 能力：民主主義の哲学の体得，秀れた知的才幹，高い社会的知見，独創性，ゆたかな学識，経験，健全な判断	
固有性	資質能力	【個人・社会の必要に適応する教育計画を立案・実行し得る指導力】 ・民主的学校の役割の理解　・個人・社会の必要の調査　・人間の行動・発達の理解	
	知識技能	【教育計画の民主的な組織･手続についての知識･能力】 ・個人の価値に対する尊敬 ・集団的行動の効力の確信 ・教育計画の立案に当り集団的協力参加の意義を認めそれを鼓舞し，指導する力	【行政管理を有効にするに必要な技術への精通】 ・組織・実施における凡ての責任を尽すこと ・健全な財政計画の立案 ・教育上必要な建築その他物的施設の充実・維持 ・適切な記録組織の確立維持，適切な報告
	職務内容	【対教職員】 ・学校の最高責任者として教職員の組織，管理，監督指導，功績の公表 ・不当な要求や批評（指導主事，児童生徒，保護者，教職員，地域社会等）からの保護（*） ・原理と事実に基づく指導（命令，独裁，強制，専横の排除）と長所の発見・助長 ・社会的・人間的・政治的に同等という認識・理解と教職員への信頼・尊敬 ・問題に対する同情的・協力的態度と解決の援助 【対児童生徒】 ・特殊教育および児童生徒の福祉・厚生の計画，指導主事の過度の要求からの保護（*） ・生活の全分野（学業，職業，余暇，健康，性格等）にわたる指導 ・学籍簿の作成・活用と出席・就学の指導・督励 【物的・財的管理関係】 ・物品の選択・購入・配分，その他学校管理上必要な一切の事務処理 ・学校財産の管理，財産目録の作成，諸帳簿の記録保管，学校予算の編成，金銭出納	【対教育長】 ・教育政策の立案に関する意見具申 ・教育政策の実施と改善に関する助言 ・教職員人事に関する助言と勧告 【対教育委員会】 ・地域の実情と要求に応じた教育政策の立案と実施 【対指導主事】 ・教職員の指導における全面的な協力 ・指導に必要な教職員，児童生徒，地域社会等に関する情報提供と援助 【対保護者】 ・教職員の功績の公表 【対地域社会】 ・地域社会の指導者として諸計画への参加・協力および改善のための奉仕的活動 ・開放的な態度に基づく教職員の功績の公表 ・学校に対する理解と関心を集めるための教育的な啓蒙活動 ・学校の教育内容を社会化するために提供された多様な教育的資源の享受

（注）指導主事は教育的な見識の狭さや職務権限の過度な強調がみられる傾向にあることから，校長は指導主事からの助言を公正・公平に取捨選択し，場合によっては教職員や児童生徒を保護することが求められた。
（出典）教育長学校長研究班「教育長・学校長養成課程」『民主日本における教育指導者の養成』1948，65-67 頁より筆者作成。

第一に，校長職の資質能力について[注50]，教育職員に共通するものとして一定の人格（人格的な魅力，道徳的な品性，活力，精力，情緒的な安定，常識），情意（民主教育についての信念，教育愛，研究に対する意欲，協調的な態度），能力（民主主義の哲学，知的才幹，社会的な知見，独創性，学識，経験，判断力）が求められた。一方，校長職に固有のものとして個人的・社会的な必要性に応じた教育計画を立案・実行し得る指導力が求められた。

第二に，校長職に固有の知識技能（専門性）について[注51]，教育計画の民主的な組織と手続についての知識と能力，行政管理を有効にするために必要な技術が求められた。その場合，校長職は，①知的な興味・関心を長期にわたり発展させるために一般教養を学ぶこと，②職務を遂行する上で必要となる知識を広げること，③学者として長期にわたり職務を通じた自己研鑽を図り続けること，④専門的な文献を読むこと，⑤夏季休業の中で長期講習またはその他の講習会・研究会等に参加すること，⑥研究業績について口頭または文書で発表すること，⑦学校の外部（他校・商業・工業等）からも広く学ぶこと，⑧学校教育に関する問題について教職員・保護者・地域社会からの意見をできるだけ広く聞き，討議することによって「自ら不断に向上」していくことが求められた[注52]。

第三に，校長職に固有の職務内容について[注53]，「学校の行政責任者」としての機能・役割が求められた。すなわち，校長職の対外関係については，①教育委員会の定めた方針の下で地域社会の実情・要求に応じて個別学校における職務を遂行するとともに，②指導主事に対しては教職員の指導に関する必要な情報を提供し，③教育長に対しては学校管理の改善点に関する意見具申と教職員人事に関する助言・勧告を行うこととされた。また，校長職は地域社会の指導者として学校施設を開放するだけでなく，奉仕活動・啓蒙活動・諸計画への参加と協力を通して学校に対する理解と関心を集め，学校の教育内容を社会化するために地域社会のもつ多様な教育的資源を活用することが求められた。

一方，校長職は各学校の「最高責任者」として教職員を組織し，その組織を監督するとともに科学的な根拠をもって指導し，問題を抱えている場合には援助することとされた。また，児童生徒に対しては，全人的な発達のための指導計画，特殊児童に対する指導計画，児童生徒の福祉のための計画を編成するとともに，学籍簿の作成および出席・就学の指導と督励を行うこととされ，学校の外部から寄せられる過度な要求や不当な批判から守るはたらきも期待されていた。なお，校長職は学校教育目標・計画の設定において，教職員や児童生徒だけでなく保護者や地域社会に対しても参加と協力を求めることが必要とされた。

このような学校の経営管理活動においては，教職員に対する指導助言が校長職にとって最も重要な職責の一つとして位置づけられた。すなわち，指導助言については「従来やゝもすれば軽視されていた所であり，今後益々重要になつてくると思はれる」として，権力的な態度や命令により行うのではなく，民主的な態度で相談や助言に努めることが求められた[注54]。

4．総括

以上の分析と考察を通して，以下のことが明らかになった。

第一に，戦後教育改革における校長職の設置構想が明らかになった。まず，GHQ/SCAP は報告書『日本の教育』において，戦前の学校管理における指揮命令系統と，各学校における校長の包括的な支配権を厳しく批判した。これを受けて，アメリカ側から派遣された第一次米国教育使節団は協議と学校視察を経て報告書を編纂し，「技術的な援助」および「専門的な助言」を行う「実践の監督」に関する職を設置し，養成課程において専門的な準備教育を行うことを提言した。一方，文部省は『新教育指針』において学校経営過程に教職員・児童生徒・保護者を参加させる民主的学校経営方式を示した。また，教育刷新委員会第 8 特別委員会においては，当初アメリカ側の提案どおり「新しい教育職」とし

ての固有の専門性をもつ職として校長職を設置する構想であったが，審議の中で教育公務員として共通に求められる知識技能が重要視され，校長免許状を取得する場合には，学歴，経験，人物等の要件を満たす者の中から校長選考委員会によって許可する方式をとることが提案された。

第二に，校長養成の準備状況と校長養成課程の構想が明らかになった。まず，新制国立大学における教員養成担当者の育成を目的として，大学教育学部教授講習が開催された。アメリカ側からは大学教授・教育行政官・CIE 関係者が，日本側からは大学・教員養成諸学校の教授が講師として招聘され，それぞれ講義と分科会における研究討議を担当した。その中でも，教育長・学校長研究班の受講者は，講義（哲学・教育学・心理学・社会学）において習得した知識をもとに，研究討議を行うことによって校長養成担当者として必要となる知識を習得していた。特に，同班は，戦後の校長職について教育活動に関する知識技能を基礎として，人格と情意（責任感等），経営管理的な能力（教育計画の立案・実施における指導力等），経営管理活動に関する知識技能（民主的な組織運営，教育委員会の方針の下での地域の実情と要求に応じた職務の遂行，個別学校の最高責任者としての教職員の組織，科学的な指導助言等）をもつ学校職制として位置づけていた。

今後は，校長養成における大学教育学部教授講習の意義を明らかにするために，同講習で研究討議された校長養成カリキュラム案，校長免許状取得に必要な教職科目の講義概要案（教育評価，精神検査，学校教育の指導，学校教育の管理，学校衛生，教育行政学，教育法規，学校財政，学校建築，教育社会学，社会教育），同講習受講者の各都道府県における講義（研究生・聴講生への指導，大学公開講座，教育職員免許法認定講習等）担当状況および現職校長の免許状授与状況について解明していく必要があろう。

参考文献

北神正行「学校管理職の資格要件と養成プログラムの開発に関する研究（1）── 校長免許状制度の成立過程の分析を中心に ── 」岡山大学教育学部学術研究委員会編『岡山大学教育学部研究集録』第 122 巻，2003，123-131 頁

高野桂一『基礎理論』高野桂一著作集「学校経営の科学」第 1 巻，明治図書，1980

高橋寛人「校長・教育長・指導主事免許状の創設・改廃過程 ── 教育職員免許法に関する一考察 ── 」東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室編『研究集録』第 14 号，1983，29-47 頁

高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』風間書房，1995

高橋寛人「学校指導者免許制度の誕生と挫折」中留武昭編「学校指導者（スクール・リーダー）── 教育長・校長・教頭・指導主事の養成 ── 」『季刊教育法』第 115 号，1998，6-15 頁

中留武昭『戦後学校経営の軌跡と課題』教育開発研究所，1984

付記

本稿は，日本学術振興会・科学研究費補助金のうち研究活動スタート支援「戦後初期日本における校長職の専門職構想」（研究課題番号：15H06817，2015～2016 年度，研究代表者：芥川祐征）および若手研究「戦後初期日本における校長免許状取得のための現職研修制度に関する研究」（研究課題番号：19K14060，2019～2022 年度，研究代表者：芥川祐征）の助成による研究成果の一部である。

脚注

（注1）新教育の方針として国体護持を基本としながらも軍国主義思想を払拭することで平和国家の建設を目指すこととされ，教職員の再教育が計画された（近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』第 26 巻，大日本雄弁会講談社，1958，488 頁）。

（注2）10 月 22 日の指令「日本教育制度に対する管理政策」に基づき，10 月 30 日の指令「教員および教育関係者の調査，除外，認可に関する件」では，①教育関係者の中で軍国主義および極端な国家主義をもつ者や占領政策に反対する者については永久的に解職すること（いわゆる「教職追放」），②文部省は教育関係者の人事管理（取り調べ，解職，資格認定）のための機関として教職員適格審査委員会を設けること等について示された（前掲『近代日本教育制度史料』第 18 巻，1957，503 頁）。

（注3）選出された委員は，政府機関役員，旧制高等教育機関（旧帝国大学・旧制大学・旧制高等学校・旧制専門学校）の長・教授が多数を占めていたが，その他にも沢登哲一（東京都立第五中学校長），山極武利（東京都西田国民学校長）といった現職校長が委員として選出された。

（注4）例えば，学校運営の民主化のために，①校長による「教員協会又は教育者連盟」成立の奨励や発展の助長，②学校全体の理解と努力による物的条件の整備，③学校外の社会教育施設との連携および組織的活用等，④校長の裁量により「民度民情に応じてとりはからい得る」新教育の実施等が求められた（「㊙米国教育使節団に協力すべき日本側教育委員会の報告書」国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』Ⅲ-12，1946，11・15・21-22 頁）。

（注5）CIE (15 February 1946), *Education in Japan*, CIE Records, Box No. 5349, (C) 01751-01752, pp.10・30．職員会議においては「教員が規則を遵守しているか確認するための監督者」として校長が位置づけられ，議題も「教員に指示を与える」ことや「規則を順守するための手段について話し合う」ことに終始していた。そのため，教員に対しても「何の疑いもなく校長の命令に従う」ことが求められ，このような関係が「思考力や独創性を抑圧」していたとされる。

（注6）また，「教育実践計画の管理」の分権化についても提案されており，「権限と責任の縦のラインは明確に断ち切られるべきである」としている（*Report of the United States Education Mission to Japan: Submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers*, United States Government Printing Office, Washington, 1946, p.25）。

（注7）*Ibid.*, p.59.

（注8）*Ibid.*, pp.27-29.

（注9）*Ibid.*, p.60.

（注10）*Ibid.*, p.43.

（注11）*Ibid.*, pp.35-36・38．ここでは，現職の教員に必要な援助と指導を与えるために 2 年間の「緊急再教育」を計画することも提案されており，これは後の再教育講習として結実することになる。

（注12）その後，この報告書については，4 月 6 日に GHQ/SCAP に提出された。その際，ストッダードはマッカーサー宛の書簡の中で日本政府は「未知の新しい憲法が示す平和への道」を歩もうとしていることを報告したが（Letter from George D. Stoddard, Chairman of the Mission, to General MacArthur：国立国会図書館憲政資料室所蔵），それに対してマッカーサーは声明の中で報告書を「民主主義の伝統の中で高い理想の文書」として肯定的に捉え，あくまで日本政府が自らの手で「健全な教育制度を再建する諸条件を整備するのを援助」するためのものであることを強調した（Appendix F - Statement by General MacArthur, 10123A-1：国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

（注13）前掲『近代日本教育制度史料』第 20 巻，1957，356 頁。なお，1947（昭和 22）年 10 月末の段階で合計約 65 万人が審査されており，それらのうち明らかに軍歴を有する者が 2,717 名，適格審査により不適格と判定された者が 2,623 名であり，なかには適格審査を忌避し自ら辞職した者もみられた（文部省編『学制百年史』帝国地方行政学会，1972，683 頁）。

（注14）文部省『新教育指針』第二分冊，1946，52-53 頁。ここでは，女性教諭の校長職への登用についても提言された。すなわち，従来の学校において女性校長の登用者数が極めて乏しい実態に対して，女性に特有の人格的特徴（「温かな愛情，犠牲的精神，ゆきとどいた心づかひ，強い忍耐力」等）に加え，男性に特有の能力的特徴（「仕事の計画をたてることや，職員生徒の全体を統一し指揮することや，外部の人々といろいろの交渉をすること」等）に関する修養を積めば，男性校長と同等の役割が期待されるとしている（同上，79 頁）。

（注15）前掲『学制百年史』690 頁。また，文部省および GHQ/SCAP との連絡調整を図るために，教育刷新委員会・文部省・GHQ/SCAP により構成された連絡調整委員会が定期的な会合を開催していた。

（注16）日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第 1 巻（総会 1），岩波書店，1997，14-16 頁。ここでは，①青年学校，②義務教育年限，③教員養成制度，④教員の待遇，⑤教職員の身分保障，⑥教育内容，⑦国語改革，⑧教授方法，⑨教育行政，⑩教育財政，⑪公民教育，⑫体育保健，⑬科学教育，⑭その他の重要事項に関する問題点について指摘された。

（注17）選出された委員は，新制大学の学長等が過半数を占めていたが，その他にも川本宇之介（東京ろう教育学校長），菊地竜道（都立日比谷高等学校長），山極武利（常盤小学校長），牛山栄治（牛込第一中学校長）といった現職校長が委員として選出された（前掲『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第 9 巻（特別委員会 4），1997，123-141 頁）。

（注18）「教育刷新委員会第八特別委員会第二回議事速記録」同上所収，275 頁。この会議では，各委員のほか松井正夫（文部省学校教育局大学教育課長），玖村敏雄らが出席した。

（注19）同上，280-282 頁。

（注20）同上，275 頁。

（注21）「第三十一回総会議事速記録」前掲『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第 2 巻（総会 2），1996，283 頁。この会議では，各委員のほか淡路円治郎（職業教育並職業指導委員会委員長），西村巌（文部省調査局審議課長），有光次郎（文部次官），日高第四郎（文部省学校教育局長）らが出席した。

（注22）同上，316 頁。

（注23）「教育刷新委員会第八特別委員会第六回議事速記録」前掲『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第 9 巻，339-

340 頁。この会議では，各会員のほか福原義（文部省社会教育局企画課長）が出席した。
（注24）「第三十二回総会議事速記録」前掲『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第２巻，327 頁。この会議では，各委員のほか辻田力（文部省調査局長），松井正夫が出席した。
（注25）同上，332 頁。
（注26）「教育刷新委員会第八特別委員会第八回議事速記録」前掲『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第９巻，373 頁。この会議では，各委員のほか政府各省庁等関係者として参加した者もいた（氏名・官職名等は不記）。
（注27）同上，374-375 頁。なお，同会議では教員検定制度について，教員検定の機能と水準，無試験検定制度廃止等についての意向説明，国家試験の当否，教員の確保と検定，「文検」への批判等について審議が行われていた。
（注28）「教育刷新委員会第八特別委員会第十二回議事速記録」同上所収，445 頁。この会議では，各委員のほか玖村敏雄，上野芳太郎（文部省学校教育局師範教育課嘱託）が出席し，第２回中間報告案のうち検定委員会の構成，校長および視学免許状等について審議継続された。
（注29）同上，457 頁。
（注30）同上，458 頁。
（注31）「第三十九回総会議事速記録」前掲『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第３巻（総会３），1996，37 頁。この会議では，各委員のほか辻田力，森戸辰男（文部大臣），有光次郎（文部次官），日高第四郎が出席した。
（注32）同上，47 頁。
（注33）同上，55 頁。
（注34）前掲『近代日本教育制度史料』第 17 巻，1957，235 頁。そもそも，６月１日の総理府設置法（法律第 127 号）の施行によって各省庁の諮問機関と審議機関の名称を，行政委員会と区別するために一斉に変更した動きの中で行われたことである。
（注35）教育刷新審議会は 1946（昭和 21）年 12 月 27 日の第１回建議から，1951（昭和 26）年 11 月の最終建議「中央教育審議会について」まで，総会 142 回，特別委員会 21 回を開催し，その間に 35 件の建議を出した。最終的には，６月 12 日の政令第 185 号により廃止され，文部省設置法の改正（法律第 168 号）にともない同省内に「教育に関する基本的な重要施策」について調査・審議するための中央教育審議会が設置された（現代日本教育制度史料編集委員会編『現代日本教育制度史料』第１巻，東京法令出版，1985，71・279 頁）。
（注36）「日本の国立大学編成の（再考せられたる）原則」国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』VI-15。
（注37）文部省「国立新制大学実施要領」国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』VI-22・23。
（注38）戦前の帝国大学令に基づき設置された旧帝国大学のうち，京城帝国大学（1946 年８月 22 日：在朝鮮アメリカ陸軍司令部軍政庁法令第 102 号により閉鎖）・台北帝国大学（1945 年 11 月 15 日：中華民国政府が接収し国立台湾大学に改称）はそれぞれ廃止され，北海道大学・大阪大学・名古屋大学の人文・社会科学系学部は戦後に新設された。また，戦前の大学令に基づき設置された官立大学はあくまで単科大学であり，教職課程の設置のための諸条件は未整備であった。
（注39）1943（昭和 18）年３月８日の師範教育令（勅令第 109 号）改正によって官立に移管された東京第一師範学校（男子部・女子部）は，戦後教育改革の中で東京第二師範学校（男子部・女子部）・東京第三師範学校・東京青年師範学校と統合され，1949（昭和 24）年５月に東京学芸大学として設置された（東京学芸大学創立五十周年記念誌編集委員会編『東京学芸大学五十年史』「資料編」ぎょうせい，1999，681 頁）。
（注40）大浦猛「一般報告」（「大学教育学部教授講習会報告」所収）日本教育学会編『教育学研究』第 17 巻第４号，目黒書店，1949，74-76 頁。
（注41）玖村敏雄「教員養成の問題」（筑波大学附属図書館中央図書館所蔵『民主日本における教育指導者の養成 ── 大学教育学部教授第二次長期講習会報告書 ── 』（Development of educational leadership in democratic Japan）所収）出版社不明，1948，14 頁。それだけでなく，玖村は，教職員適格審査の影響により大学教員の人員不足を懸念しており，旧制大学の教授・助教授を継続的に任用することは「骨を造つて魂を入れぬ結果になり，こんどの学制改革を台無しにする」ことから，「これから素質ある教員に現職教育を施し次々に適格な教員をつくる」ことが必要であるとした。
（注42）金子孫市「第二回」前掲『教育学研究』89 頁。
（注43）「大学教育学部教授第二次長期講習会概要」（前掲『民主日本における教育指導者の養成』所収）16 頁。さらに，分科研究のうち教育長・学校長研究班が，戦後における校長職の構想について研究討議を行った。同班の受講者は，それぞれ師範学校 14 名（附属小・中学校主事および教研主事との兼務），青年師範学校２名，中学校１名であり，また役職は教授 16 名，助教授１名であった（同上，17-20 頁）。
（注44）同上，50 頁。その他にも，教育行政研究班では校長職の職責（教育指導・安全教育の組織化，教育行政に必要な記録・報告，児童生徒の就学手続，校舎等の維持，教育予算の編成・承認）が示され（同上，98-102 頁），ガイダンス研究班では組織編制のための教職員の選任・配置に関する権限をもつ必要性が唱えられた（同上，135 頁）。
（注45）文部省『第三回教育長等講習研究要録　自昭和二十四年十月十日　至昭和二十四年十二月二十八日　於東北大学』文部省，1949，３頁（国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』XI-15）

（注46）同上，4-5 頁。また，講習の企画運営その他一切の諸活動は受講者全員が交替して各委員会（Planning Committee / Boarding Committee / Library Committee / Recreation Committee / Editorial Committee / Resource Committee）に所属し，本部側との緊密な連携により行われた。

（注47）河野勇「附録　現在の学校教育に関する不満な点に就いての職場分析報告書 ── 講習員が提出した資料による ── 」（前掲『民主日本における教育指導者の養成』所収）256 頁。同様に，小学校・中学校の教員評価について「教育活動の結果が整理されず，改善が出来ぬ」状態であることや，師範学校が校長・教育長・指導主事を養成するための条件が十分に整備されていないことが課題としてあげられた（同上，156-157 頁）。

（注48）教育長学校長研究班（宮川貞昌・上瀧孝治郎・内山克己・吉本二郎・兵藤三平・山田弥・酒井康彦・竹井弥七郎・田中茂一・森純吾・小池善吉・砂沢喜代次・堀田鶴好・本間九郎・桑原作次・扇谷尚・四方実一）「教育長・学校長養成課程」（前掲『民主日本における教育指導者の養成』所収），62 頁。

（注49）同上，65 頁。

（注50）同上，65 頁。

（注51）同上，65 頁。

（注52）同上，67 頁。そのため，校長職は「もえるような情熱をもたなければならない」とされ，そのことによって学校は「真の意味の進歩的学校の名に値する」ようになるとされた（同上，67-68 頁）。

（注53）同上，66-67 頁。

（注54）同上，66 頁。その場合，個人的な面談，全体会議，小規模な各種会議，研究会，図書館，学校内外の授業参観等の機会において行うこととされたため，校長職には教育活動における所与の条件を整備することと，地域社会や家庭との連絡を密にすることが求められた（同上，66 頁）。